



旧規格消火器について

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です。

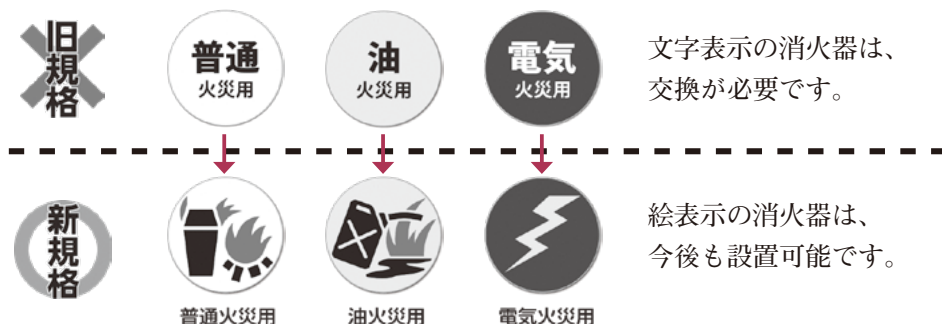
消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物などで、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは、2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて確認をお願いいたします。



適応火災のマークが「文字表示」の消火器は、新規格消火器に2021年12月31日までに交換してください！

適応火災のマーク



消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭に任意で設置している消火器には、交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

不要になった消火器はお近くの窓口へ

不要となった消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店など）または「指定取引場所」（メーカー営業所など）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口は
スマホで検索

イラスト 一般社団法人 日本消火器工業会